

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目 9 番 10 号
氏 名 株式会社アイル・クリーンテック
代表取締役 藤生 光博
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 048-825-9019

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長 峯岸 克明

許可の年月日 令和 7 年 4 月 1 日
許可の有効期限 令和 9 年 3 月 3 1 日



記

営業所の所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 328 番地 株式会社アイル・クリーンテック寄居工場			
一般廃棄物の種類	業の区分：中間処分類			
	区分		取扱一般廃棄物の種類	取扱い
	生活系ごみ	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—
			建築廃棄物（自己解体ごみ）	—
			多量ごみ	—
			在宅医療廃棄物	—
			その他のごみ	—
		可燃ごみ	紙くず	—
			木くず	—
			繊維くず	—
			動植物性残さ	—
			その他のごみ	—
	事業系ごみ	資源ごみ	紙くず	—
			木くず	○
			繊維くず	—
			動植物性残さ	○
			食品循環資源	○
			動物のふん尿	—
			動物の死体	—
焼却灰			—	
ばいじん			—	
汚泥			—	
その他のごみ			—	
医療廃棄物			—	
許可の区域	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字黒岩 313 番 5、字上田 250 番 3、字西高山 328 番 1 以上 3 筆（面積 9412.67 m ² ）に限る。			
許可の条件	1 中間処分及び処分に伴う保管は、許可の区域内において取り扱える一般廃棄物の種類ごとに、別紙に掲げる処理施設及び保管施設で行うこと。 2 町外のごみは、平成 18 年 3 月 10 日に寄居町と株式会社アイル・クリーンテックの両者間で締結した彩の国資源循環工場搬入事務処理手続き覚書第 2 条第 2 項又は同条第 4 項に規定する協議により、同条第 3 項で寄居町が認めたものに限り許可の範囲内において一般廃棄物を処分することができる。なお、許可の期間内であっても、寄居町と排出元市町村等の協議により認められた処理期間を超えて処分することはできない。 3 彩の国資源循環工場（再資源化施設）運営協定書を遵守すること。 4 法律、町条例等を遵守すること。			
備考	許可の更新又は変更の状況			
	許可(届出)年月日	指令番号	変更内容	
	令和 7 年 4 月 17 日	指令寄生環第 27 号	更新許可	
	令和 7 年 12 月 3 日	—	変更届出書（その他変更 処理施設の追加）	
	以下余白			

【法律、町条例等の遵守】

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）で規定する一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- (2) 寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第18条の規定に基づき、年1回、実績報告書（様式第9号）を4月20日までに提出すること。
- (3) 法第7条第15項で定める帳簿を必ず備えること。
- (4) 事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更申請書（様式第7号）を提出すること。
- (5) 施行規則第9条、第14条及び第15条の規定により申請した書類に記載事項の変更が生じたときは、決められた期日内に届出様式第1号を用いて提出すること。
- (6) 許可を受けている業を休止し、又は廃止したときは直ちに届出書（様式第8号）を提出すること。
- (7) 法第7条の2第4項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出様式第2号を提出すること。
- (8) その他、関係法令を遵守すること。



別紙

処理施設の種類及び能力等

処理施設の種類		処理能力（稼働時間）	一般廃棄物の種類
1	堆肥化施設	108 t / 日（24 時間）	【事業系ごみ（資源ごみ）】 木くず、動植物性残さ、食品循環資源の 3 種類
2	堆肥化施設	30 t / 日（24 時間）	【事業系ごみ（資源ごみ）】 木くず、動植物性残さ、食品循環資源の 3 種類

保管施設の種類及び能力等

保管する一般廃棄物の種類		保管の面積	保管の高さ等
1	【事業系ごみ（資源ごみ）】 木くず（剪定枝に限る。）、動植物性残さ（苧草、もみ殻に限る。）の 2 種類	15.75 m ²	2.5m（屋内）



